

第 4 2 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる行政文書のうち、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会（第12回）の議事録（以下「本件議事録」という。）に記載されている内容（以下「本件議事録情報」という。）を非公開とした決定は、妥当でないので公開とすべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 8月 6日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋城木造復元事業に関し法人Aから取得した評価

- 2 同年12月28日、実施機関は、本件公開請求に対して、「名古屋城天守閣整備事業 消防設備システム評価について（避難誘導システム）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和 4年 1月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁である名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に、一部公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件委員長の氏名（以下「本件情報①」という。）は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであると考えられるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。
 - (2) 防災・避難計画策定に関する、特定の法人（以下「本件法人」という。）の技術上のノウハウに関する情報（以下「本件情報②」という。）は、当該情報が公開されると、法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、同社に明らかに不利益を与えると認められると考えられるため条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでになく、そのため、大規模な木造建築物の防災・避難計画策定のために、本件法人の技術上のノウハウを活かした独自の手法を用いている。この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が上記ノウハウを模倣することにより、本件法人の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(3) 木造天守内部に設置された監視カメラの映像の監視と発災時の防災情報の集約と監視等を行う防災拠点の設置場所や人員配備等についての情報（以下「本件情報③」という。）は、当該情報が公開されると、悪意のある第三者によってこの防犯・防災機能が阻害され、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 名古屋城天守閣整備事業（以下「本件事業」という。）について

本件事業で復元される天守閣は多数の観光客の見学・鑑賞を予定した大規模建造物であることから、もし仮に本件事業が、名古屋城築造当時（江戸時代）の建築様式に則って天守閣を復元するものであるならば、現在の建築基準法（昭和25年法律第 201号）や消防法（昭和23年法律第 186号）等の安全基準との関係での調整が必要となる。

(2) 消防法上の安全確保の手段との関係について

ア 消防法令上の安全確保の手段

消防法及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）には、防火対象物に対する消防用設備等の設置義務や設置基準等が規定されているが、同施行令第32条において、消防用設備等に関し「消防長又は消防署長」が、①防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少ない」と認め、かつ、②「火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる」と認める場合、消防法令が設けている基準について、その適用除外が認められている。

イ 本件事業に係る消防法令上の安全性について

本件事業の場合、名古屋城天守閣（大天守）が防火対象物に該当するため、消防法施行令第25条に基づき避難器具の設置が義務付けられるものの、建物の形状からその設置が困難であることから、避難器具の設置免除のため、同施行令第32条の適用を受けることを予定している。そし

て、その適用を受けるため、避難器具の代替措置として、消火設備やセキュリティを強化する独自の避難誘導システムを構築し、これを基に法人Aが行う消防設備システム評価を取得した。

なお、法人Aは消防法令に基づく安全性の技術的評価を行う専門機関として国の登録を受けた機関である。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

法人Aは、上記(2)イのとおり、国の登録を受けた機関ではあるものの、一般財団法人であり国の機関ではない。また、法人Bも同様である。したがって、審査請求人の「委員長は国家権力がある」という主張は失当である。

また、本件処分を行うにあたり、法人A及び法人Bに問い合わせたところ、「理事長名は公開されているが、委員長の氏名は公開されていない情報なので、非公開とされたい」と言われたことも申し添える。

イ 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

本件行政文書に記載されている避難誘導システムは、上記(2)イのとおり、消防法施行令第32条の適用を受けるために本件法人が独自に考案したものである。したがって、その内容には本件法人の技術上のノウハウに関する情報が含まれている。

なお、審査請求人の「ノウハウをかくすと他社が参入できない」との主張は、その意図するところが不明であり、本件非公開情報の公開理由には到底、認められない。

ウ 条例第 7条第 1項第 3号該当性について

審査請求人は「善意ある第三者に防災情報が伝わらない」ため情報を公開すべきだと主張するが、本件処分理由を否定する根拠とは言えず、その主張は失当である。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち非公開とした部分を取りけすとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号について

ア 委員長の氏名は公開すべきである。委員長は国家権力がある。他人に知られたくないとは認められない。

イ 法人Aは、重要な機関であり、国の直轄ではないが、国の省庁が管理している団体である。我々からすると公の機関である。

ウ 大事な決定をしているのに、委員長の氏名が消されるのは解せない。名古屋城を左右する書類である。誰が判定したのか名前を出さないのはおかしい。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号について

ア ノウハウをかくすと他社が参入できない。

イ ノウハウを公開すると他社に盗まれると言うが、特許は、10年経ったら公開される。

ウ 情報を独占すると、修理をする場合にも本件法人にしか発注できなくなる。何千万、何億というお金が動く。他社は手が出せない。

(3) 条例第 7条第 1項第 3号について

ア 善意ある第 3者に防災情報が伝わらない。

イ 例えば市役所西庁舎のスプリンクラーや消火器の場所は非公開ではない。公開するのが一般的な社会の状況である。なぜ名古屋城だけが公開できないのか。

第 5 審査会の判断

1 争点について

以下の 3点が争点となっている。

(1) 本件情報①が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

(2) 本件情報②が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。

(3) 本件情報③が条例第 7条第 1項第 3号に該当するか否か。(以下、本件情報①から③を「本件非公開情報」という。)

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件事業は、戦災で焼失した名古屋城天守閣を、歴史的資料に基づき木造で復元しようとするものであり、実施機関が上記第 3の 2(1) で主張するとおり、建築基準法や消防法等の安全基準との関係での調整が必要となるものであることが認められる。

(2) 当審査会の調査によれば、次の事実が認められる。

ア 本件行政文書が作成されることとなった経緯は次のとおりである。

(ア) 本件事業では、上記第 3の 2(2) イで実施機関が述べるとおり、消防法施行令により設置が義務付けられている避難器具の設置免除のため、同施行令第32条の適用を受ける予定である。

(イ) 実施機関は、上記(ア) にあたり、避難器具の代替措置として、独自の避難誘導システムを構築し、令和元年 6月20日に法人 A に対して消防設備システム評価を申請した。

なお、消防設備システム評価とは、消防長又は消防署長が消防法施行令第32条の適用について判断する際に参考となる情報として、防火安全性の有効性を判断することを目的とするものである。

(ウ) 法人 A に設置されている委員会 C において審議が行われ、その結果、実施機関は、令和 2年 1月29日に法人 A より消防設備システム評価を取得した。

イ 本件行政文書は、上記ア(イ) 及び(ウ) において実施機関が提出又は受領した文書であり、消防設備システム評価申請書の添付書類、委員会 C から法人 A 理事長あて報告書及び法人 A から名古屋市あて評価書で構成されている。

ウ 本件非公開情報について

本件事業においては各種会議が多数開催されていることから、本件非

公開情報の各種会議資料等での取扱いに関して実施機関に確認したところ、本件情報②及び③の中には、本件議事録情報が含まれている部分があるとの回答があり、本件議事録は本件処分以前から名古屋市公式ウェブサイトにおいて公開されている。

なお、本件情報②は、本件情報③のうち防災拠点等に関する情報を除いた情報でもあるとのことであった。

4 本件情報①について

(1) 条例第 7条第 1項第 1号について

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

(2) 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

ア 本件情報①は、本件委員長の氏名であり、特定の個人が識別できるものであることは明らかである。

また、実施機関が上記第 3の 2(3) アで主張するとおり、本件委員長の氏名は公開されていない情報であることから、通常他人に知られたくないものと認められる。

イ 次に、当審査会の調査によると、法人 A 及び法人 B は、実施機関が上記第 3の 2(2) イ及び 2(3) アで主張するとおり、国の登録を受けた機関ではあるものの、一般財団法人であり国の機関ではなく、本件委員長については、条例第 7条第 1項第 1号ただし書アに規定する公務員等に当たらないことが認められる。

ウ 以上のことから、本件情報①は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 本件情報②及び③について

(1) 本件情報②及び③の中には、上記 3(2) ウのとおり本件議事録情報を含んでいる部分があると実施機関が回答しており、本件議事録は本件処分以前から名古屋市公式ウェブサイトで公開されている。そのため、本件議事録情報は、公知の情報であり、本件情報②の条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性及び本件情報③の同項第 3 号該当性の検討をするまでもなく公開すべきと判断する。

(2) 本件情報③から本件議事録情報を除いた情報の条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

ア 本号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

イ 本件情報③から本件議事録情報を除いた情報を当審査会において見分したところ、防災・避難計画策定に関する情報であることが認められ、この情報が公となれば悪意のある第三者によって防犯・防災機能が阻害され、災害発生時の避難を妨げること等が可能となり、来館者等の生命又は身体の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、本件情報③から本件議事録情報を除いた情報については条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

(3) 本件情報②から本件議事録情報を除いた情報の条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

本件情報②から本件議事録情報を除いた情報は、上記 3(2) ウのとおり上記(2) で判断した情報でもあり、当該情報は条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当することから非公開とすることが妥当であるため重ねて判断しない。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------|--------|
| 令和 4 年 1 月 31 日 | 諮問書の受理 |

| | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 3月 7日 | 弁明書の写しの受理 |
| 同日 | 審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知 |
| 令和 5年 5月22日 (第45回第 3小委員会) | 調査審議 |
| 6月16日 (第46回第 3小委員会) | 審査請求人の意見を聴取 |
| 同日 (第46回第 3小委員会) | 調査審議 |
| 9月14日 (第64回第 1小委員会) | 調査審議 |
| 10月16日 (第65回第 1小委員会) | 調査審議 |
| 11月17日 (第66回第 1小委員会) | 調査審議 |
| 12月15日 (第67回第 1小委員会) | 調査審議 |
| 令和 6年 1月19日 (第68回第 1小委員会) | 調査審議 |
| 1月31日 | 答申 |

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀